

勸 告

職員の給与に関する条例（昭和27年埼玉県条例第19号）、学校職員の給与に関する条例（昭和31年埼玉県条例第33号）、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年埼玉県条例第5号）又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年埼玉県条例第68号）の適用を受ける職員の給与について、次のように勧告する。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年埼玉県条例第2号）附則第8項から第10項までの規定による給料及び学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年埼玉県条例第29号）附則第7項から第9項までの規定による給料の廃止等

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年埼玉県条例第2号）附則第8項から第10項までの規定による給料及び学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年埼玉県条例第29号）附則第7項から第9項までの規定による給料については、平成24年4月1日から段階的な措置を講じて支給しないこととすること。

意 見

職員の特殊勤務手当に関する条例（平成11年埼玉県条例第5号）の改正について、次のように意見を申し出る。

1 改正の内容

職員が、東日本大震災に対処するため、警戒区域その他の周辺区域において業務に従事したときは、国に準じて1日につき2万円を超えない範囲内の額の特殊勤務手当を特例的に支給する必要がある。

この特殊勤務手当が支給される日においては、その他の特殊勤務手当は支給しないこととする。ただし、その他の特殊勤務手当の額がこの特殊勤務手当の額を超えるときは、この限りでない。

2 実施時期

平成23年3月11日から実施すること。